

新潟市告示第 4 7 6 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 6 月 2 2 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長(m)
市道	荻川新津線	新潟市秋葉区荻島字江端 394 番 1 地先 から 新潟市秋葉区福島字上浦 241 番 3 地先 まで	前 A	2.2 ~ 6.5	1,106.5
			後 A	2.2 ~ 6.5	1,106.5
			後 B	12.0 ~ 40.5	1,007.2

備考 上記 A 及び B は，関係図面に表示する敷地の区分をいう。